

# ぐんま 3 R 推進会議設置要綱

## (設置目的)

**第 1 条** 「群馬県循環型社会づくり推進計画」に基づき、県、市町村及び関係団体等が協力して、3 R の推進等に向けた取組を進めていくことを目的として、「ぐんま 3 R 推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

**第 2 条** 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 県、市町村及び関係団体等における 3 R 推進等に係る現状把握、事例調査、施策検討、試験的導入等に関すること。
- (2) 県、市町村及び関係団体等における 3 R 推進等に係る各種施策の実施に当たってのコンセンサスづくり及び協力に関すること。
- (3) その他県、市町村及び関係団体等における 3 R 推進等に向けた協力に関すること。

## (組織)

**第 3 条** 推進会議は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

## (座長及び副座長)

**第 4 条** 推進会議には、座長 1 名及び副座長 1 名を置く。

- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故がある時は、その職務を代理する。

## (会議)

**第 5 条** 推進会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 推進会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

**第 6 条** 推進会議の庶務は、群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課において処理する。

## (補則)

**第 7 条** この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成 23 年 11 月 10 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 29 年 3 月 14 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 30 年 2 月 15 日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	団体名等	備 考
学識経験者	群馬大学教育学部教授 西菌 大実	座 長
	高崎経済大学地域政策学部教授 中村 匡克	
県	群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課長	
市 町 村	前橋市環境部ごみ減量課長	副座長
	高崎市環境部一般廃棄物対策課長	
	桐生市市民生活部環境課長	
	伊勢崎市環境部環境政策課長	
	太田市産業環境部清掃事業課長	
	沼田市市民部環境課長	
	館林市市民環境部地球環境課長	
	渋川市市民部環境課長	
	藤岡市市民環境部清掃センター所長	
	富岡市市民生活部環境課長	
	安中市市民部環境推進課長	
	みどり市市民部生活環境課長	
	榛東村住民生活課長	
	吉岡町町民生活課長	
	上野村保健福祉課長	
	神流町住民生活課長	
	下仁田町保健環境課長	
	南牧村保健福祉課長	
	甘楽町健康課長	
	中之条町保健環境課長	
	長野原町町民生活課長	
	嬭恋村住民福祉課長	
	草津町生活環境課長	
	高山村地域振興課長	
	東吾妻町町民課長	
	片品村農林建設課長	
	川場村住民課長	
	昭和村産業課長	
	みなかみ町生活水道課長	
	玉村町生活環境安全課長	
	板倉町環境水道課長	
	明和町住民環境課長	
	千代田町環境保健課長	
	大泉町環境課長	
	邑楽町安全安心課長	
	消 費 者	群馬県くらしの会連絡協議会
群馬県地域婦人団体連合会		
事 業 者	群馬県生活協同組合連合会	
	株式会社とりせん	
関係団体	群馬県再生資源事業協同組合連合会	
	群馬県環境アドバイザー連絡協議会	